

その電話、
買え買え詐欺かも!?

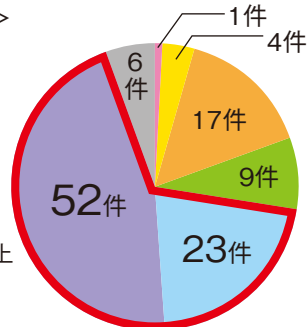
不審な電話にご用心!

本市の市民・消費生活相談室には、電話勧誘販売に関する相談が、平成26年度は112件寄せられました。そのうち、60歳以上の人から寄せられたのは75件で、およそ7割を占めています。電話勧誘販売は、特に高齢者に注意が必要です。

■平成26年度電話勧誘販売相談(契約当事者) 件数<全112件>

相談者年代

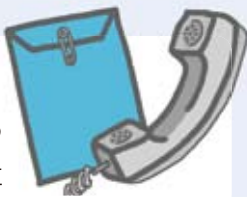
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳代以上
- 不明



相談事例

相談内容

近ごろ、知らないA社やB社から「C社から青い封筒は届いていないか?」「届いた人だけが購入できる社債がある。必ずもうかる。代わりに買ってくれたら、後で2倍で買い取る」など次々と電話がかかり困っている。どうしたらいいか?



相談結果

複数の業者が登場して怪しいもうけ話を信じさせる、「買え買え詐欺」(劇場型勧誘)と言われる手口です。お金を払ったとたん、どの業者とも連絡がつかなくなることもあります。



怪しいもうけ話は、きっぱり断りましょう

被害に遭わないために...

- 1 相手の話を聞かない
- 2 きっぱり断る
- 3 知らない人からの電話に出ない

困ったら電話を切り、すぐに身近な人や、市民・消費生活相談室、警察などに相談しましょう。

~これで安心! 電話対応~

- いつも留守番電話にしておき、相手を確認してから電話に出る
- 相手の電話番号が表示される電話機を利用し、知らない電話番号には出ない

最近、警告音声が流れたり、自動で録音されたりと、さまざまな機能が付いた電話機や、自動的に迷惑電話を判別する機器などがあり、これらを活用することも効果的です。



気軽に相談してね

本市では、専門の相談員が消費生活(契約・解約・悪質商法・クレジットなど)に関する相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談専用電話番号: **354-8264**

対象者: 市内に在住する人
相談方法: 来所または電話
相談場所: 市民・消費生活相談室(市役所1階)
相談日: 月~金曜日(祝休日・年末年始を除く)
受付時間: 9:00~12:00および13:00~16:00



市民・消費生活相談室のイメージキャラクター「ちえふくろう」